

関連法規ワンポイント解説

口から摂り入れる健康・美容関連商品を製造・販売するうえで、守らなければならない6つの法律があります。薬事法、特定商取引法、健康増進法、景品表示法、食品衛生法、JAS法です。

食品と「薬事法」

人が口から摂るものは大きく分けて「食品」と「医薬品」に分かれます。それを口にするだけで「何らかの病気が治る」「悩みが解消する」「健康が増進する」「病気や悩みを予防する」と表現して良いのは「医薬品」だけです。食品でそれらの効能・効果を表示することはできません。

もし、その表現を用いて宣伝や販売をした場合、その食品は「医薬品」とみなされます。

「薬事法」では承認を受けていない医薬品について、製造、販売、販売目的の貯蔵、広告をすることを禁止しています。したがって、「〇〇が治る・改善する」と言って食品を販売、宣伝（広告）すると、「無承認無許可の医薬品」を販売（広告）したとして刑事罰の対象となります。

食品のカテゴリー

健康増進法では食品について、配合・含有成分の作用を説明できる「特定保健用食品」「栄養機能食品」の「保健機能食品制度」を設けています。そのほかは一般食品となり、保健・栄養機能の表示や説明はできません。いわゆる健康食品や栄養補助食品については、これらに法律上の定義はなく、一般食品に含まれます。したがって健康食品や栄養補助食品では配合・含有成分について作用の説明はできません。



特定保健用食品（トクホ）とは

からだの生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、「血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助ける」「おなかの調子を整えたりするのに役立つ」など、定められた範囲内で健康維持の作用を表示できる食品です。特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む）として製造・販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。特定保健用食品と、条件付き特定保健用食品には、それぞれ許可マークが付されています。

栄養機能食品とは

栄養成分（ビタミン・ミネラル）の補給のために利用される食品で、栄養成分の機能を表示できるものをいいます。栄養機能食品として販売するためには、一日当たりの摂取目安量に含まれる栄養分量が定められた上・下限値の範囲内にある必要があるほか、栄養機能表示だけでなく、「食事のバランスが大切」などの注意喚起の表示も必要となります。

また、表示が認められているのは、「栄養機能食品の規格基準が定められている栄養成分」に限られ、それ以外の含有・配合成分の機能の表示や、特定保健食品と同じような用途の表示はできません。

表示の方法にもルールがあり「栄養機能食品（ビタミン C）」などのように、栄養成分の名称を「栄養機能食品」の表示に続けて表示しなくてはなりません。さらに、含有基準を満たせば表示できるにもかかわらず、「消費者庁長官が認めた」など、あたかも個別に審査しているかのような表示も違反となります。

その他の関連法規のワンポイント解説

【健康増進法】

国民保健の向上を目的にした法律です。健康食品に関しては栄養表示基準や虚偽・誇大な表示の禁止などを規制しています。特定保健食品についての法律でもあります。

【食品衛生法】

食品の製造、成分規格、加工、調理基準さらに表示事項までを規定している法律です。健康食品は食品ですから、この法律の対象となります。

【景品表示法】

「景品類の制限及び禁止」「不当な表示の禁止」を規定しています。虚偽や誇大広告の禁止、表示の合理的根拠の提示などが求められます。

【JAS法】

食品の品質に関する表示について基準を定めている法律です。健康食品は加工食品品質表示基準などの対象となります。

住所変更のご案内

株式会社 遊気創健美倶楽部は 2011 年 12 月 10 日に
本社を移転しました。

【本社】

〒533-0001

大阪市北区梅田 1-1-3-2400 大阪駅前第 3 ビル 24F

電話 06-6450-1123

FAX 06-6450-0707

【MLM 事業部】

電話 06-6450-0705 0120-18-0705

FAX 06-6450-0707 0120-98-1349

また、商品はリニューアルされております。

詳細については、別途概要書面をご確認ください。

※概要書面は弊社ホームページからご確認ください。